

## 企業会計基準適用指針公開草案第71号（企業会計基準適用指針第31号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見

2021年3月18日

日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました企業会計基準適用指針公開草案第71号（企業会計基準適用指針第31号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

### 質問1（投資信託財産が金融商品である投資信託における時価の算定に関する質問）

本公開草案で提案している投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、海外の投資信託については、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができると提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

### 【意見】

以下に記載の点を除き、同意する。

第24-2項に定める重要な制限の有無及び第24-3項に定める要件の充足次第で、時価の算定及び注記の取扱いが異なってくるため、投資者が第24-2項の重要な制限の有無及び第24-3項の要件のいずれかを継続的に充足していることの確認が必要となると考える。しかし、公開草案では、この点について明記していないため、投資者には当該要件を継続して充足している事実の確認が求められることを結論の背景に明記すべきと考える。

また、「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」には該当しない例示の第24-4項(3)及び海外の法令に基づいて設定される投資信託に関して基準価額を時価とみなす第24-5項において、「1か月程度」との判断基準が記載されている。第24-4項(3)と第24-5項は、異なる局面における判断基準の提案であるものの、これらを関連付けて基準の適用がなされる可能性があり、実務における混乱を避けるためにも、文言の記載について検討を提案する。

### 質問2（投資信託財産が金融商品である投資信託における注記に関する質問）

基準価額を時価とみなす取扱い（本公開草案第24-3項）を適用する投資信託については、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととし、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額等を注記することを提案しています。

また、当該投資信託については、仮に時価算定会計基準に従って時価のレベルを分類した場合、レベル3に該当することが多いと考えられるため、レベル3に該当した場合に求められる注記のうち、期首残高から期末残高への調整表を注記することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

以下に記載の点を除き、同意する。

第24-5項における基準価額を時価とみなす取扱いを適用したものの、その後、この取扱いができなくなり調整などを行う場合など、投資信託に係る時価の算定方法が変更される場合には、「時価の算定に関する会計基準」第10項における注記の対象になるのかどうかについて明示する必要があると考える。

#### 質問3（投資信託財産が不動産である投資信託における時価の算定に関する質問）

現状では多様な取扱いがなされている市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、貸借対照表価額を時価に統一することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、貸借対照表価額を時価に統一することとした場合、本公開草案で提案している投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

以下に記載の点を除き、同意する。

オープン・エンドの私募REITにおいては、通常規約において一度の払戻しに応じる際に解約制限が付されているが、これが解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がある場合に該当するか否かにより注記の要求事項が異なってくるため、該当するか否か、及びその理由については、適用指針の本文において言及が必要であると考えます。

#### 質問4（投資信託財産が不動産である投資信託における注記に関する質問）

基準価額を時価とみなす取扱い（本公開草案第24-9項）を適用する投資信託につ

いては、解約等に関する制限の内容の注記を除き、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様の注記を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【意見】**

同意する。

**質問5（貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する質問）**

本公開草案で提案している時価の注記を要しないとする取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【意見】**

以下に記載の点を除き、同意する。

組合等への出資に係る会計処理の使い分けが明確でないことをもって注記を要しないとする取扱いを設けるのであれば、当該取扱いは会計処理の使い分けが明確化されるまでの暫定的な取扱いである旨を明記することを提案する。

**質問6（適用時期等に関する質問）**

本公開草案で提案している適用時期等に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【意見】**

同意する。

**質問7（その他）**

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

**【意見】**

これまでの会計基準等の構成上、注記事項については、本来、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」ではなく、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」において定めるのが適切であると考えます。

以上